

(マイクロツーリズム推進事業)
観光PR動画制作及びプロモーション業務委託仕様書

この仕様書は、久留米市（以下「本市」という。）が受託者に委託して実施する「（マイクロツーリズム推進事業）観光PR動画制作及びプロモーション業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

観光PR動画制作及びプロモーション業務

2 業務目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く状況においても、近距離での旅行需要回復に向けた動きが始まる中、本市の認知度向上のためのPR動画制作・配信を実施し、特に福岡・北九州都市圏等近場からの旅行者の認知度向上及びファン獲得により来訪・宿泊や周遊の促進を図ることを目的とする。

また、そのためには、制作・配信した動画の視聴データの収集・分析により、適宜検証し、効果的かつ効率的にプロモーションを実施する必要がある。

3 業務の内容等

受託者は、本業務の目的及び本市の魅力を理解するとともに、旅行者の潜在ニーズを捉え、以下の本動画の制作等にかかる全ての業務を行うものとする。

なお、取材場所・時期等、映像制作における重要事項は本市と協議のうえ、決定すること。

(1) 企画

- ア 最適な動画コンセプトを設定の上、自然景観、歴史、伝統、文化、多彩なグルメ等をテーマとして最大限に表現し、四季折々の本市の魅力を紹介する動画を制作すること。その他のテーマがあれば提案すること。
- イ PR動画は、国内外の視聴者の、本市への旅行動機を喚起するものとし、特に福岡・北九州都市圏の視聴者に対し訴求力の高いものとする。また、ターゲットとする年代としては、YouTube利用者が多く、その他SNS利用率が高い10代から30代の若い世代を設定すること。
- ウ 制作した動画を起点に、本市公式観光サイト「ほとめきの街」への誘導を図るための仕組みづくりについて提案し、実施すること
- エ 制作した動画を活用したSNS広告によって効果的な発信方法を提案し、実施すること。
- オ 出演者の人選等に当たっては、本市と事前に十分な協議を行うこと

(2) 撮影

- ア 映像制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。ただし、本市が所有している映像を使用することも可とする。また、季節や天候、新型コロナウイルス感染症の影響等により撮影が難しい場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続等は受託者において行うこと。
- イ ドローンの活用等、映像制作するための最新鋭の機材や映像技術を活用する等して、最も効果的な撮影技法で視聴者の心を掴むような映像に仕上げること。
- ウ 撮影場所、日時の撮影許認可等の各種手続及び必要となる調整は、受託者において行うこと。
- エ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や出演料の支払い等の手続は受託者において行うこと。

(3) 規格

- ア 業務目的に沿った内容で、YouTube 等での配信を前提とした本数は 5 作品以上とし、うち 2 作品はグルメ、1 作品はアウトドアをテーマとして制作すること。
- イ 時間については、1 作品は 1～3 分程度を目安とし、広告等に活用できるよう 15～30 秒や 6 秒の短縮編も制作すること。
- イ 画面縦横比 16：9 とすること。
- ウ 動画はフルハイビジョン解像度以上とすること。

(4) 編集等

- ア 各動画には、原則、映像の撮影場所を日本語、英語の 2 言語のテロップを入れること。また、ナレーションや出演者のセリフは、日本語のテロップを入れること。
- イ BGM等の音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続は受託者において行うこと。
- ウ SNSによる配信を想定して、特に最初の 10 秒に視聴者を引き付ける工夫を凝らし制作を行うこと
- エ 各動画について、本市における内容確認及び修正指示の機会を 2 回以上設けること。

(5) YouTube 等を活用したプロモーション

- ア YouTube 上で公開するにあたり必要なタイトル、サムネイル画像、概要説明及びタイムライン等を設定すること

- イ YouTube 広告を実施すること。ただし、動画広告費および広告管理費にかける費用は、全体予算の 20～25%程度とし、効率的かつ効果的な手法により計画性を持って広告配信を行うこと
- ウ 再生回数等について目標数値を設定し、その目標数値に結び付く話題性・拡散性に繋がるプロモーション手法を提案・実施すること
- エ 動画配信状況等効果の検証のための分析を行い、定期的に動画の再生回数、視聴者の属性等を報告するとともに、効果的な企画を提案すること。

(6) 成果物

ア 再生用制作した動画一式データ

再生用及びウェブアップロード用映像データ、テキストデータ等、その他作品に使用した全データを納めたもの

イ 非圧縮の映像マスターデータ一式 (HDD 等)

ウ 業務の実施内容をまとめた資料

(7) 納品

ア 納期 令和 5 年 3 月 31 日 (金)

イ 納品場所 久留米市役所商工観光労働部観光・国際課内

(8) その他

上記の他、業務目的を達成する上で効果的であると考え提案を行うこと。

4 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日 (金) まで

5 完了報告等

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書等を、委託業務完了後、速やかに提出すること。

(1) 委託業務の実施期間

(2) 委託業務に要した事業費

(3) 事業実施における成果

プロモーション等、情報発信の方法と実績
動画の閲覧回数や、閲覧層の分析等結果

6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、効率的かつ適正に実施されるように、委託業務を総括する制作責任者を置き、全ての工程における運営管理 (各

作業時の進捗状況の把握、本市への状況報告等）を徹底すること。

- (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、本市と協議し決定すること。
- (3) 本業務に基づき作成される成果品（写真、著作権等）の著作権は、すべて本市に帰属し、本市が当該データの編集等の加工及び、インターネットのあらゆる媒体・手段による公開等の二次利用を行うことができることとする。
- (4) 成果物は、本市が認めた第三者が、本市の観光の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。
- (5) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (6) 本業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の瑕疵があった場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施及び成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、本市の承認を受けないで、再委託をしてはならない。